

議案第82号

福岡市屋台基本条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、市が整備し、又は所有する屋台営業に係る設備の使用に関し必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市屋台基本条例の一部を改正する条例

福岡市屋台基本条例（平成25年福岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第9条第1項第1号に次のように加える。

ウ 正当な理由なく第32条の2第1項に規定する設備を使用しようとする者

第10条第1項第1号ア中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 現に受けている市道等占用許可の期間内に、正当な理由なく第32条の2第1項に規定する設備を使用せずに屋台営業を行ったことにより、第17条第1項の文書による指導を受けたにもかかわらず、これに従わなかった者

第5章中第32条の次に次の1条を加える。

（設備の使用等）

第32条の2 市道等占用許可を受けた屋台営業者及び屋台営業従事者は、市道等において屋台営業を行うに当たっては、前条の規定により市が整備し、又は所有する次に掲げる設備を使用しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 給水装置（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項の給水装置をいう。以下同じ。）

- (2) 汚水枵（屋台営業に係る汚水を処理するための設備をいう。以下同じ。）
- (3) 受電箱（屋台営業に係る電気の供給を受けるための設備をいう。以下同じ。）
- 2 前項に規定する設備を使用する屋台営業者（以下「設備使用者」という。）からは、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。
- 3 前項の使用料の徴収については、福岡市道路占用料徴収条例の例による。
- 4 設備使用者は、使用期間中その使用に係る第1項に規定する設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 設備使用者は、屋台営業を行わなくなったことにより第1項に規定する設備の使用を終了したとき（第20条の規定により市道等占用許可が取り消されたときを含む。）は、速やかに自己の責任において当該設備を原状に復して返還しなければならない。
- 6 設備使用者がその責めに帰すべき事由により、第1項に規定する設備を破損し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、当該設備を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する設備の使用に関し必要な事項は、規則で定める。
- 8 前各項の規定は、公園における屋台営業について準用する。この場合において、第1項及び第5項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区 分	単 位	金 額
給水装置	1月	円 1,200
汚水枵	1月	1,200
受電箱	1月	800

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡市屋台基本条例第9条第1項第1号ウ，第10条第1項第1号ア及びイ，第32条の2並びに別表の規定は，同条第1項に規定する設備の供用が開始されていない場所において屋台営業を行う者については，当該設備の供用が開始されるまでの間は，適用しない。